# カーディールページ海外輸送サービス利用約款

カーディールページ海外輸送サービス利用約款(以下「本約款」という)は、株式会社カーディールページ(以下「当社」という)が提供するカーディールページ海外輸送サービスの利用について、必要な事項を定めるものである。

#### 第1条(定義)

本約款における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- ① 「カーディールページ海外輸送サービス」以下「本サービス」という。
- ②「加盟店」とは、本約款の内容を承諾の上、当社との間で、次条で定義される本契約を締結した者をいう。
- ③「ID等」とは、当社が加盟店に対して発行する、本サービスを利用するために必要な ID 及びパスワードの総称をいう。
- ④「船腹予約」とは、船会社に貨物の運送依頼の予約をすることをいう。
- ⑤「S/I」とは Shipping Instruction の略であり、船積み手続きに必要な船積み依頼書をいう。
- ⑥「Shipper」とは、本サービスにより輸出された車両の荷送人をいう。
- ⑦「Consignee」とは、本サービスにより輸出された車両の荷受人をいう。
- ⑧「車両」とは、本サービスにより海外に輸出される中古自動車をいう。
- ⑨「仕向地」とは、貨物の引渡先や貨物の引取人の所在する国、又は地域をいう。
- ⑩「最終仕向地」とは、貨物の最終的な仕向地をいう。
- ①「荷積港」とは、貨物を船に搭載する港をいう。
- ②「M3情報」とは、貨物の体積をいい、長さ、幅、高さをそれぞれ乗じた数値をいう。
- ③「バイヤー」とは、本サービスにより輸出された車両の買主をいう。
- ⑭「乙仲」とは、海運貨物取扱業者をいう。
- ⑤「S/O (Shipping Order)」とは、船積指図書をいう。
- ⑯「House B/L」とは、NVOCC(非船舶運航業者)が発行する船荷証券をいう。
- ①「House B/L 情報」とは、House B/L に記載された情報をいう。
- ®「B/L」とは、船荷証券をいう。
- (19)「B/L 原本」とは、船荷証券の原本をいう。

# 第2条 (本契約の成立)

加盟店は、本サービスの利用を開始する場合、又は本契約終了(理由の如何を問わない)後に本サービスの利用を再開することを希望する場合は、本約款の内容を承諾した上で、当社が指示した方法でアカウント登録を行うことによって当社加盟店になるものとし、当該登録をもって当社と加盟店との間に、本約款に定める条件で本サービスの利用契約(以下「本契約」という)が成立するものとする。

# 第3条 (ID 等の発行及び管理)

- 1. 当社は、本契約成立後、加盟店に対して ID 等を発行するものとする。なお、1 契約者に対して、 1 ID 等を発行するものとする。
- 2. 加盟店は、ID 等を厳重に管理する義務を負い、第三者に対して ID 等を譲渡、貸与及び開示してはならないものとする。
- 3. 加盟店が前項に違反した場合、又は加盟店が  ${
  m ID}$  等を紛失した場合、これにより生じた一切の損害について、当社は責任を負わないものとする。
- 4. 前項の場合により当社に損害が発生した場合、加盟店は当社に生じた一切の損害を賠償するものとする。

#### 第4条(本サービスの利用)

- 1. 船腹予約の依頼
- ① 加盟店は、当社が指定する方法で船腹予約を依頼するものとする。
- ② 加盟店は、S/I 情報(Shipper、Consignee、車両、仕向地、最終仕向地、荷積港、その他必要な情報)に関する正確な情報を確認し船腹予約と共に当社へ送信するものとする。また、特に車両の M3 情報に関しては、現車と相違する可能性を考慮し、依頼前に実寸を計測する、もしくは乙仲ヤードに搬入後に計測するものとし、依頼時の情報と異なる場合は、速やかに当社に連絡するものとする。現車の正確な M3 情報と異なる情報で依頼がなされた場合、船積みが不能となる場合もあることを加盟店は了承し、これにより加盟店又はバイヤーに発生したいかなる損害についても、その理由にかかわらず当社は一切の責任を負わないものとする。また、不正確な車両の M3 情報に起因し、船会社等になんらかの損害が発生した場合においては、当社もしくは船会社等から加盟店へ損害賠償請求がなされる可能性があることを加盟店は了承する。
- ③ 当社は、加盟店に対し、本サービスに必要な S/I を加盟店に送信するものとする。また、その S/I と加盟店が独自に用意した S/I 情報とを併せて、加盟店が利用する通関業者に対して送信するものとする。
- ④ 加盟店は、車両を加盟店が利用する通関業者の保税蔵置場へ搬入する。
- ⑤ 当社は、加盟店が利用する乙仲と S/O(Shipping Order)の確認を行う。
- ⑥ 当社は、該当車両を積載した船舶が出港後、当社が提携する業者をして House B/L を発行させる。
- ⑦ 当社は、House B/L 情報と船賃請求書を加盟店に電子的情報にて送信をする。
- ⑧ 加盟店は、当社から請求のあった船賃を、請求を受けた日から3営業日以内に当社が指定した 銀行口座に支払うものとする。
- ⑨ 加盟店は、当社に対し、輸出抹消証、輸出検査証等、バイヤー及び Consignee が車両の荷揚港での通関や車両登録等に必要となる書類を、宅配便にて出港後3営業日以内に送付する。
- ⑩ 当社は、加盟店より受領した、輸出抹消証及び輸出検査証、INVOICE等の書類を、House B/L とともにバイヤー又は Consignee へ送付する。
- 2. 船賃レートの確認

加盟店は、当社が提供する各仕向地への船賃レートについては、当社が指定した方法で確認するも

のとする。

3. B/L 原本の取扱い

B/L 原本は加盟店へは送付されないものとする。

- 4. 船腹依頼できる積荷の条件
- ① 本サービスは B/L 原本を加盟店に送付しない取り組みの為、加盟店が当社へ発注しうる積荷は、 販売金額を 100%回収している車両など、荷揚港において到着後ただちにバイヤー又は Consignee に引渡可能な積荷のみに限るものとする。
- ② 加盟店は、荷揚港での車両引渡しを拒否する事はできない事を了承するものとする。
- 5. House B/L 情報の修正(アメンド)

積荷を積載した船舶の出港後に、当該積荷に関する情報を、それまでに加盟店から当社に提供された情報と異なる情報に修正する場合は、船舶の荷揚港への到着日の2週間前までにアメンド手続きを行うものとし、それ以降は受け付けられないことを加盟店は了承する。また、当該アメンド手続きに関して加盟店は、別途当社が指定するWEBサイト上にて定める修正費用を当社へ支払うものとする。

- 6. 国際宅配便の委託
- ① 加盟店は、当社及び当社と提携する業者が、INVOICE、輸出検査証及び輸出抹消証等の荷揚港で積荷/車両を通関、登録する際に必要な書類をバイヤーへ配送する事を了承するものとする。
- ② 加盟店は、国内の宅配便業者を利用し前号記載の書類を、当社が指定した住所へ出港後3営業日以内に到達するよう発送するものとし、これにかかる費用は加盟店が負担するものとする。
- ③ 本項①号において当社が手配する書類配送代行にかかる費用は、当社が別途指定する方法にて 告知を行うものとし、加盟店はこれを了承し、負担する。なお、書類以外の物品を発送する場 合は加盟店が、自己の費用で、個別にバイヤーへ送るものとする。
- 7. 船会社の選定

加盟店は、船積みをする船会社の選定、配船日を当社に委任する事を了承するものとする。

8. 船腹予約の想定台数の告知

加盟店は当社に対し、向こう1ヶ月後までの最低船積み想定台数を告知し、当該情報を当社と共有する事を了承する。船積み台数が想定よりも大幅に減少する予測が立っている場合は必ず当社に報告を行うものとする。

- 9. 船賃の支払い不履行
- ① 加盟店が当社へ船賃の支払いを行わなかった場合、当社はバイヤー及び Consignee への車両引渡しを行わないものとする。
- ② 前号において、加盟店が船賃の支払を完了するまでの間、荷揚港において発生する車両保管料などの費用は加盟店の負担とし、船賃と共に加盟店が当社へ支払うものとする。
- 10. 海上保険
- ①本サービスにおいて、当社は海上保険を付保しない為、共同海損を含め、全ての危険負担は Shipper、Consignee に帰属する事を加盟店は了承するものとする。
- ②海上保険の付保が必要な場合は加盟店又は加盟店が販売したバイヤー双方が協議の上、各々が付保しなければならないものとする。

## 第5条(担当者)

- 1. 加盟店は、本サービスの利用にあたり担当者として最低1名を任命し、担当者の氏名及び連絡 先を当社に通知するものとする。加盟店は、担当者が変更になった場合は、速やかに変更後の担当 者の氏名及び連絡先を当社に通知するものとする。
- 2. 当社は、必要に応じて担当者と連絡をとることがあり、正当な理由なく担当者と連絡が取れない場合は、本サービスの提供を停止することができるものとする。

# 第6条(船積み進捗情報)

加盟店は、バイヤー又は Consignee、加盟店が通関を依頼した通関業者等が、当社が指定する WEB サイトにて、船積みの進捗情報を確認する事ができることを了承するものとする。

# 第7条(荷揚港での通関・内陸輸送・車両購入案内等の営業)

- ① 加盟店は、当社及び当社と提携する業者が、バイヤー又は Consignee に対して荷揚港での通関・内陸輸送・車両登録・保険などをはじめとした営業行為を行う事を了承するものとする。
- ② 加盟店は、当社及び当社と提携する業者が、加盟店に対し、当社 WEB サイト https://www.cardealpage.com/に掲載された車両の営業や DM 等の案内を行う事を了承するものとする。

#### 第8条 (禁止事項)

加盟店は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとする。また、加盟店が次の各号に該当する行為を行っているものと当社が判断した場合は、当社は、本サービスの提供を停止することができるものとする。

- ① 本サービスの評判もしくは信用を毀損する行為、又は当社もしくはバイヤーとの間の信頼関係 を毀損する行為を行うこと。
- ② 日本国外の当社のオフィス又は提携業者に当社の事前の承諾なく連絡又は訪問すること。

#### 第9条(サポート業務の提供)

当社はサポートセンターにおいて、加盟店のために、操作方法等に関する電話による問合せの受付を行うものとする。サポートセンターの受付時間と電話番号は下記の通りとする。

記

- ① 受付時間:月曜日~金曜日 10時~18時(年末年始、土曜日、日曜日、祝祭日及び当社が 別途指定した日を除く)
- ② 電話番号:03-5937-4544

#### 第10条(免責事項)

加盟店は、本サービスの利用中、次の各号に定める事項に起因する一切の損害について、当社を免責するものとする。

- ① 本サービスを提供する通信環境の障害又はメンテナンス等に起因する一時的なサービス停止。
- ② 本サービスのシステム上の不具合又はこれに起因する機会損失。
- ③ 本サービスを運用する為のサーバーの破損等によるデータの消失。
- ④ 天災、地変、その他の不可抗力等により、当社が本約款に定められた義務の履行を妨げられた 場合には、当該義務の不履行。

#### 第11条 (機密保持及び競業避止)

- 1. 加盟店は、本サービスの利用に伴い知りえた、加盟店が本契約に関連して知り得た当社の技術上、営業上その他業務上の一切の情報(以下「機密情報」という)を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、機密情報を第三者に開示もしくは漏洩し又は本契約の目的以外の目的で複製、加工もしくは利用してはならないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りではない。
- ① 当社から開示された時点で、既に公知となっていたもの。
- ② 当社から開示された後で、加盟店の責に帰すべき事由によらず公知となったもの。
- ③ 当社から開示された時点で、既に加盟店が保有していたもの。
- ④ 正当な権限を有する第三者から開示されたもの。
- ⑤ 法令により開示が要求されたもの。但し、加盟店は、法令により禁止される場合を除き、当該 要求を速やかに当社に通知するものとし、当該機密情報の機密を保持するために、合理的にと りうる手段があるときは、その手段をとるべく努力するものとする。
- 2. 加盟店は、加盟店の役員又は従業員に前項の義務を遵守させるため、適切な措置をとるものとする。
- 3. 当社は、加盟店が前2項に違反した場合は、加盟店に対して、違反行為の差止を請求することができ、また、次条第1項に定める損害賠償に加え、違反によって加盟店が得た対価又は売上の2倍に相当する金額のうち、いずれか高い金額を、違約金として請求することができるものとする。
- 4. 加盟店は、当社の事前の書面による承諾を得た第三者に対して、当社の機密情報を開示する場合、当該第三者に対し、本条と同等の機密保持義務を課すものとする。
- 5. 加盟店は、当社の要求がある場合、機密情報を当社の指示に従って速やかに返還し、又は当社 の承諾する方法により破棄するものとする。
- 6. 加盟店は、本サービスが当社固有のサービスであることを認識し、自らが本サービスと競合するサービスその他の業務を行ってはならず、又第三者(加盟店及び他社の取締役、監査役その他の役員および従業員を含むが、これに限られない。)をして、明示黙示を問わず、これを行わせてはならない。
- 7. 加盟店が前項に違反した場合は、当社は、加盟店に対して、競業避止義務を遵守させるために必要な措置をとることができ、また、次条第1項に定める損害賠償に加えて、当該違反によって加盟店が得た対価又は売上の2倍に相当する金額のうち、いずれか高い金額を、違約金として請求することができるものとする。
- 8. 本条の規定は、本契約期間中及び本契約終了後5年間有効に存続するものとする。

#### 第12条(損害賠償等)

- 1. 加盟店が本約款に違反したことにより、当社、Consignee、又は船会社等に損害を与えた場合、加盟店は、当社又はバイヤーに生じた一切の損害(弁護士費用を含む)を賠償するものとする。
- 2. 加盟店とバイヤーとの間で問題が発生した場合は、加盟店は、その旨を直ちに当社に通知した上で、自己の責任と費用負担で当該問題を解決するものとする。なお、問題解決のために当社が対応を行った場合は、加盟店は、当社に対し、当社に生じた一切の費用を支払うものとする。

#### 第13条(遅延損害金)

加盟店は、本契約上の金銭債務の履行を遅滞した場合、その期限の翌日から完済に至るまでの間、 年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとする。

#### 第14条 (権利義務の譲渡の禁止)

当社および加盟店は、本契約に基づく権利又は義務もしくは地位を、当社の事前の書面による同意なく第三者に譲渡又は承継してはならず、また担保の用に供してはならないものとする。

#### 第15条 (委託の禁止)

加盟店は、当社の事前の書面による同意を得ている場合を除き、本契約及び本約款に基づき行うべき業務を、第三者に委託することはできないものとする。

#### 第16条(法令の遵守等)

加盟店は、本契約を締結し履行するにあたり、次の各号に定める事項を表明し保証するものとする。

- ① 古物商その他必要な法的資格を有すること。
- ② 古物営業法、個人情報保護法、特定商取引法その他一切の関係法令を遵守すること。

#### 第17条(有効期間)

本契約の有効期間は、本契約締結日から翌年の応答月の末日までとする。但し、契約が終了する月末日までに、当社に加盟店から本契約を終了させる旨の通知がない場合は、本契約は同一条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第18条 (契約解除および中途解約)

- 1. 当社は、加盟店が次の各号のいずれかに該当した場合には、催告等の手続を要せず、本契約を直ちに解除することができるものとする。
- ① 本契約又は本約款に違反したとき。
- ② 本契約又は本約款以外の、当社と加盟店の間で締結された契約上の義務に違反したとき、又は これらの契約について、期限の利益喪失事由又は契約解除事由に該当したとき。
- ③ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生もしくは特別清算開始の申立てがあったとき又は解散、営業の廃止もしくは停止を決議したとき。
- ④ 支払を停止したとき(手形もしくは小切手の1回目の不渡りを含む)又は手形交換所の取引停

止処分を受けたとき。

- ⑤ 関係官庁から営業の許可取消又は停止処分を受けたとき。
- ⑥ 仮差押、仮処分、差押え、競売、租税滞納処分等の公権力による処分を受けたとき。
- ⑦ 本項第1号から第6号に定めるほか、財産状態、信用状態、又は事業内容に重大な変更が生じ、 本契約又は本約款の債務の履行が困難と認められる客観的な事情が生じたとき。
- 2. 加盟店が前項各号の一つにでも該当した場合は、加盟店の当社に対する債務 (この契約による債務に限定されない) は期限の利益を喪失し、加盟店は、直ちに債務全額を当社に支払うものとする。
- 3. 加盟店が本条第1項各号の事由に該当した場合は、当社は、加盟店に何らの通知をすることなく、本サービスの提供を停止することができるものとする。
- 4. 当社が本条第1項に基づいて本契約を解除した場合において、当社は、加盟店に対し、利用料 を返還する義務を負わないものとする。
- 5. 加盟店は、第5条3項に基づき、本契約を中途解約した場合、当社に対する債務があるときは、 加盟店は、当社に対し、通知日の属する月の翌月末日限りこれを支払うものとする。

# 第19条(反社会的勢力の排除)

- 1. 加盟店は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとする。
- ① 反社会的勢力
- ② 反社会的勢力に経営を支配され、又は経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者
- ③ 自己もしくは第三者の不正利益目的又は第三者への加害目的等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係にある者
- ④ 反社会的勢力への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者
- 2. 加盟店は、自ら又は第三者をして次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
- ① 暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為
- ② 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、又は風説の流布、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ③ その他前各号に準ずる行為
- 3. 当社は、加盟店が前2項に違反した場合は、本契約その他当社と加盟店との間における一切の 契約を解除することができるものとする。
- 4. 加盟店が本条第1項又は本条第2項に違反した場合でも、加盟店は、利用料の支払その他本約款に定める全ての義務の履行責任を負うものとする。

# 第20条 (契約の可分性)

本契約又は本約款のいずれかの規定が無効又は執行不能とされた場合にも、本契約及び本約款の他の規定は、影響を受けず、適用法の下で最大限可能な限り有効且つ執行可能なものとして存続するものとする。無効とされる規定については、当事者が合意した内容に最も近い内容の有効且つ執行

可能な規定に置きかえられたものとみなす。

# 第21条 (本約款の変更)

当社は、事前に当社が指定する WEB サイト上で通知することにより、いつでも本約款を変更することができるものとし、加盟店が本約款の変更後も本サービスの利用を継続する場合は、加盟店は、変更後の約款に従うことに同意したとみなされるものとする。なお、加盟店は、本約款の変更の有無及びその内容を知るために、当社が指定する WEB サイトを定期的に確認するものとする。

# 第22条(本サービスの変更)

- 1. 当社は、事前に当社が指定する WEB サイト上で通知することにより、理由の如何を問わず、いつでも本サービスの全部又は一部を変更又は廃止することができるものとする。当社は、これにより加盟店に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。
- 2. 加盟店は、前項の変更後も本サービスの利用を継続した場合、変更後の内容に従って本サービスを利用することについて同意したものとみなされるものとする。なお、加盟店は、本サービスの変更の有無およびその内容を知るために、当社が指定する WEB サイトを定期的に確認するものとする。

# 第23条(協議)

本契約及び本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義を生じたときは、当社および加盟店は信義誠実の原則に従い協議の上これを解決するものとする。

# 第24条(準拠法)

本契約及び本約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

# 第25条(裁判管轄)

本契約及び本約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の 専属的合意管轄裁判所とする。

以上

2019年7月2日 ver.